

(長期方針)

流通設備効率の向上に向けて

2018年 5月 21 日
広域系統整備委員会事務局

1. コネクト&マネージに関する取組について

(1) 国の審議会等での審議状況（報告）

(2) N-1電制の適用課題への対応

(3) オブザーバからのご意見の整理と今後の対応

- 今後、コネクト&マネージに関する以下の取組について検討を進めていく。

取組	想定潮流の合理化	コネクト&マネージ	
		N - 1 電制 (N - 1 故障時瞬時電源制限)	ノンファーム型接続 〔 平常時出力抑制条件付き 〕 〔 電源接続 〕
運用制約	原則、マネージなし	N - 1 故障 (電力設備の単一故障) 発生時に電源制限	平常時の運用容量超過で電源抑制
設備形成	<ul style="list-style-type: none"> ・接続前に空容量に基づき接続可否を検討 ・想定潮流が運用容量を超過で増強 		<ul style="list-style-type: none"> ・事前の空容量に係わらず、新規接続電源の出力抑制を前提に接続 ・主に費用対便益評価に基づき増強を判断
取組内容	想定潮流の合理化・精度向上 ・電源稼働の蓋然性評価 ・自然変動電源の出力評価	N - 1 故障発生時に、リレーシステムにて瞬時に電源制限を行うことで運用容量を拡大	系統制約時の出力抑制に合意した新規発電事業者は設備増強せずに接続
混雑発生	(平常時) なし	(平常時) なし	(平常時) あり
	(故障時) あり ⇒電源抑制※ ¹ で対応	(故障時) あり ⇒電源制限※ ² で対応	(故障時) あり

※1 給電指令による発電出力抑制

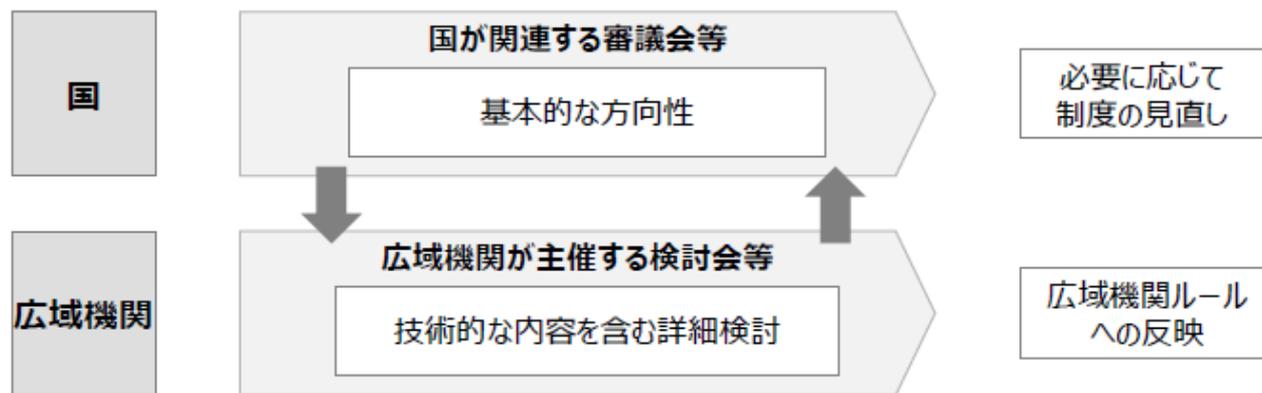
※2 リレーシステムによる瞬時の発電出力制限

- 第2回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(H30.1.24)において、コネクト&マネージに関する今後の検討体制について、基本的な方向性の提示や重要論点に係る議論は国で行うとともに、技術的な内容を含む詳細検討は本機関において行うことになった。

御議論いただきたい点

第2回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会資料より

- 本日、広域機関より、既存系統の最大限の活用に向けたこれまでの検討状況等について報告。
- 再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題に関する研究会（これまでの論点整理）において指摘された、「日本版コネクト&マネージの仕組みの具体化について、早期に実現させることが必要」ではないか。
- 具体的には、まずは、想定潮流の合理化やN-1電制の部分的適用等、関係者間での課題に関する調整が済んだものから、2018年度早期からの適用も含め、着実に実現することが必要ではないか。
- また、既存系統の最大限の活用のために、欧州の取組も参考としながら、N-1電制の本格適用やノンファーム型接続等も含め、更なる取組を検討すべきではないか。
- 今後の検討体制については、基本的な方向性の提示や重要論点に係る議論は国（本小委員会等）で行うとともに、技術的な内容を含む詳細検討は広域機関において行うこととしてはどうか。



- 5月15日開催の資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中間整理(案)において、「日本版コネクト&マネージ」については、下記のとおり整理された。
- 今後も国の審議会との連携を図りつつ、N-1電制およびノンファーム型接続について、本機関にて技術的な内容を含む詳細検討を進めていく。

(2) N-1電制

第6回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会資料より

落雷等の事故時には電源を瞬時に遮断する装置を設置することを条件に、緊急時用に確保している送電線の容量の一部を平常時に活用する「N-1電制」については、N-1電制適用(電制装置設置者と費用負担者を分ける本格適用)による機会損失の費用負担の在り方について議論となった。かかる論点については、広域機関における検討結果も踏まえ、「N-1電制」導入後の新規接続電源が負担(案1)、「N-1電制」による新規接続電源が属する系統に接続する事業者が負担(案2)、一般負担(案3)の3案がある中で、様々な意見が出されたが、本小委員会の「日本版コネクト&マネージ」の検討における基本的な方向性である、「適用可能なものから速やかに導入していく」という前提に立てば、後述の先行適用との継続性を考慮し、案1に基づいて詳細な制度設計を進め、運用を開始し、その後必要に応じ見直していくことが適当である。今後、電制装置設置者と費用負担者を分ける本格適用についても、運用開始に向けた詳細設計を検討・実施すべきである。

また、発電事業者からの早期接続の要請も踏まえ、「N-1電制」を前提として接続する新規電源を電制対象者とするケース(電制装置設置者と費用負担者が一致)については、先行的に適用することとし、2018年度上期末までに詳細ルールを取りまとめられるよう、技術的検討を急ぐべきである。

(次頁に続く)

第6回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会資料より

【アクションプラン】

- 電制装置設置者と費用負担者（N-1電制を前提として接続する新規電源）が一致するケースは、技術的な検討が済み次第、先行適用する。

【→広域機関、一般送配電事業者（2018年度上期末までに）】



スケジュールについては
P23参照

- 運用と経済（費用負担）を分ける本格適用については、まずは「新規電源の特定負担とする案」で詳細設計を進め、運用を開始し、その後必要に応じて見直していくとの基本的方向性で検討する。【→広域機関、資源エネルギー庁】

(3) ノンファーム型接続

他の電源が稼働している間など、系統の混雑時には出力制御することを前提とした新規の接続を可能とする「ノンファーム型接続」については、ノンファーム電源の優先給電ルール上の取扱いや、ファーム電源の事業予見性の在り方等、基本的な方向性を含む様々な論点があり、関係者間の合意形成、システムの構築、実施に至るまで相応の時間がかかると想定されるが、可能な限り早期実現を目指し、スケジュール感を示しつつ、鋭意検討を進めるべきである。

【アクションプラン】

- 関係者間の合意形成、システムの構築、実施に至るまで相応の時間がかかると想定されるが、可能な限り早期実現を目指し、スケジュール感を示しつつ、鋭意検討を進める。

【→広域機関、資源エネルギー庁】

1. コネクト&マネージに関する取組について

(1) 国の審議会等での審議状況（報告）

(2) N-1電制の適用課題への対応

(3) オブザーバからのご意見の整理と今後の対応

N - 1 電制の本格適用

- ・ 合理的なN - 1 電制の費用負担

(委員からのご意見)

- 「N-1電制を受け入れて系統に接続する事業者」でない方が電制対象者となる場合、不利益とはならないことがしっかり担保されていることが前提となるため、設置費用だけではなく維持費用や機会損失費用の負担を整理して、納得できるようにして欲しい。

(オブザーバからのご意見)

- N-1故障が起きた直後と、復旧されるまで、計画的な設備停止作業は区別して考えた方がよいのではないかと。

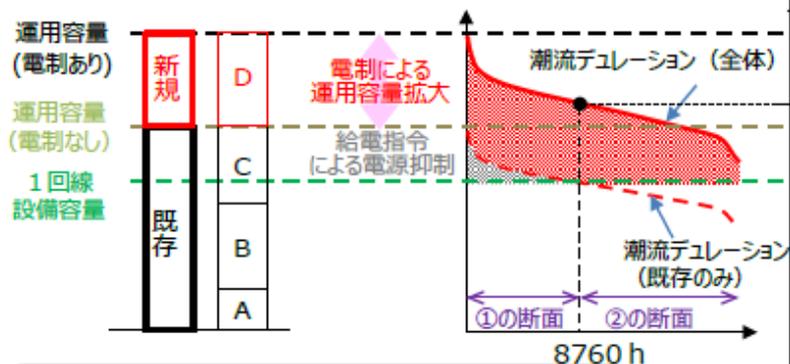
- 
- 前回頂いたご意見や「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」での審議結果(P10-11参照)を踏まえ、今回、合理的なN-1電制の費用負担に関して、今後の検討の進め方等を、ご議論いただきたい。

1-1. N-1電制に係る費用負担の在り方について②

5

- 広域系統整備委員会において、本小委員会での基本的な方向性を踏まえ、事業者からの早期接続の要請に配慮し、「案1の考え方をベースに『費用負担とオペレーション』を一致させた方法での先行適用を2018年度上期末までに実施する」との結論に至った。
- その上で、N-1電制の「費用負担とオペレーション」を分けた本格実施に向け、N-1電制適用による機会損失（故障時、設備停止作業時など）の費用負担について、広域系統整備委員会では、以下の3案が示されている。なお、電制装置等の費用については、費用負担ガイドラインに基づき整理することとされている。

第30回広域系統整備委員会資料を元に作成

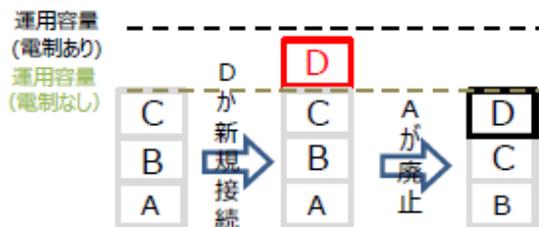


	案1	案2	案3
新規接続電源で負担※			
当該系統事業者で負担	①の断面 既存電源も抑制が必要	②の断面 既存電源のみでは抑制の必要がない	
一般負担			
	N-1電制相当分は新規接続電源が負担するべきという考え方	系統接続後は事業者を公平に取り扱うという考え方	一般負担として託送料金に転嫁する考え方

※既存電源が抑制される部分は、当該系統の既存事業者で負担

- 既存電源で負担 (A, B, Cで負担)
- 新規接続電源で負担 (Dで負担)
- 当該系統の事業者で負担 (A, B, C, Dで負担)

電制なしの運用容量を超過して接続した電源が新規既存電源の廃止で運用容量に収まれば既存に



1-1. N-1電制に係る費用負担の在り方について③

6

- 広域系統整備委員会では、「N-1電制の適用は、一定の信頼度リスクを許容した設備形成の基準に変えていくものであり、それらを考慮すると『受益と負担の関係』や『混雑エリアへの偏重回避を促す仕組み』が重要であることから、系統アクセスの条件としては案1（N-1電制を前提として接続する新規電源）を電制対象者とする案）が望ましいのではないか。」、「事業者の早期接続の要請に配慮すべく、案1の考え方をベースに費用負担をオペレーションを一致させた方法での先行適用を2018年度上期末までに実施する」、「本格実施における費用負担に関する考え方は、重要論点でもあることから、本小委員会で議論する。」との結論に至った。
- なお、オブザーバーとして出席した新規事業者からは案2、案3を要望する意見があった。
- 本小委員会の「日本版コネクト&マネージ」の検討における基本的な方向性である、「適用可能なものから速やかに導入していく」という前提に立てば、2018年度上期末までに実施する先行適用との継続性を考慮し、本格適用についても、まずは案1の方式を採用して運用を開始し、その後必要に応じ見直していくこととしてはどうか。

- 第3回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2018.2.22)において、「本格適用においても、まずは案1の方式を適用し、その後必要に応じ見直していく」という方向が示されたため、今後、案1（P10参照）の費用負担案の実現に向け、具体的な精算の仕組み等の検討を行っていくことにしたい。
- 今後、N - 1 故障発生時における費用精算に必要な情報を収集および管理する必要があるため、その実現性も含めて、P14に示すような項目について検討を行っていく。
- なお、設備停止作業時の調整における費用精算にも必要となる検討事項については、「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」で検討することにし、本委員会ではN - 1 電制特有の課題について検討を進めていく（必要に応じて双方で連絡を取って進める）ことにしたい。
- 特に、電制（緊急停止）による損失費用については、事業者ヒアリング等を行い検討を進めていくことにしたい。

■ 今後、新規電源の代替で既存電源を電制対象（もしくは抑制対象）とする場合の費用負担に関する精算について検討を進めることにしているが、以下のような課題解決が必要である。

① 正確な費用の把握

- ✓ 機会損失費用について正確に把握するためには、電制対象電源の燃料単価や起動費等を把握する必要がある。
- ✓ これを実現するためには、一般送配電事業者による燃料単価や起動費等の把握に関する制度的な担保が必要になるものと考えられる。
- ✓ また、事業者が受容可能となるような広域機関および一般送配電事業者での情報管理が求められるものと考えられる。
- ✓ 加えて、費用負担の前提となるN - 1電制動作時の発電電力量をどう把握するのか、自然変動電源に対する機会損失費用等はどのように算出するかについて検討が必要。

② 多数の事業者からの費用回収

- ✓ 特に、高圧に接続する電源は事業者数が多いことから、効率的な費用回収を確実に行う方法について検討が必要である。また、何等かのシステム化の要否についても検討が必要。

■ 上記については、**託送制度や約款等に係る課題であり、国の審議会等を含め、議論を進めていく必要があるため、相応の時間を要する。**

- ✓ 現行の託送供給等約款に基づけば、給電指令の対象者が費用負担することになっているが、オペレーションと費用負担を分けて考える場合、託送供給等約款の見直しも含めた検討が必要。
- ✓ 費用負担に関する精算の仕組みについては、「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」でも検討課題に挙がっており、実務面やシステム化の要否を含めた検討が必要。

2-2. 広域系統整備委員会と地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会の役割分担

項目		広域系統整備委員会	地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会	
先行適用	先行適用に係わる諸課題 ・本格適用後の先行適用者の扱い ・適用時のアクセス案件の取り扱い 等	○		
	アクセスの条件としてのN-1電制対象電源の設備停止作業時の取り扱い	○		
本格適用	オペレーション	合理的なN-1電制のオペレーション (対象電源の選定の考え方 等)	○	
		設備停止作業時のオペレーション	○	
	費用負担	アクセス条件としての費用負担の在り方 (当面は案1と整理)	○	
		必要な情報、 収集方法 管理方法	発電単価、起動費	○ ← 参考
			電制(緊急停止)による損失費用	○
			新規電源と既存電源の区別 (案1特有の管理)	○
		費用精算の仕組み (ルール、必要な費用精算システムなど)	○ ← 参考	○

N - 1 電制の先行適用

（委員からのご意見）

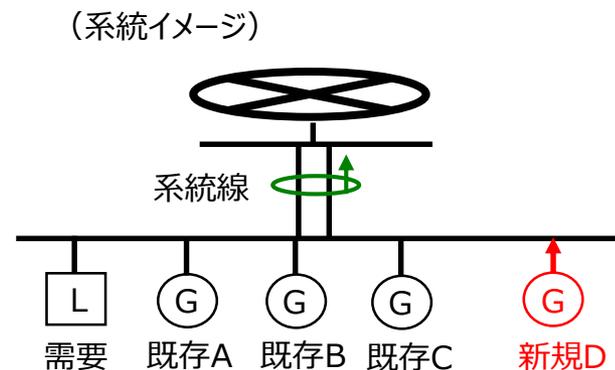
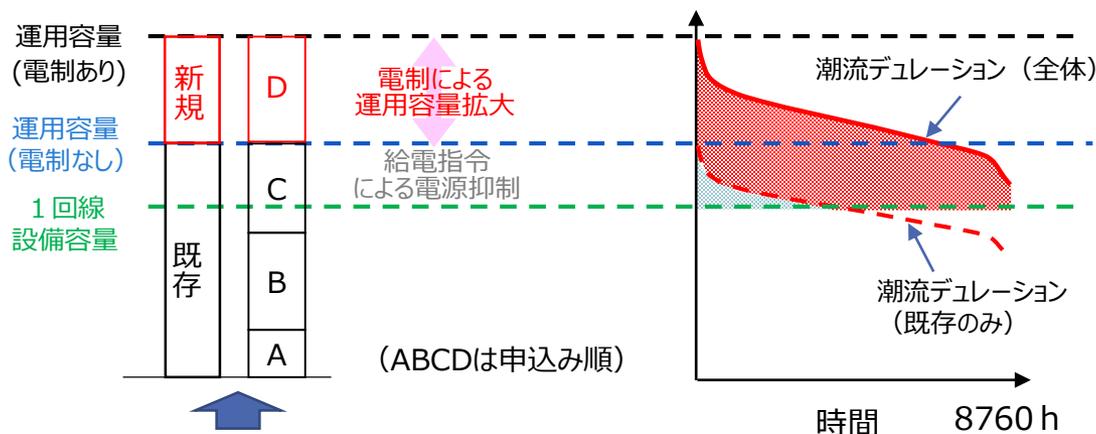
- 発電機の出力行抑制で対応できる範囲であれば、ユニットを遮断させなくてもよいのではないかと。
- 本格適用についてのスケジュールはどのようになっているのか。先行適用で一段落しないで進めて欲しい。

- 
- 前回頂いたご意見を踏まえ、今回、先行適用に関する課題対応の方向性について、ご議論いただきたい。

- 一方で発電事業者からは早期の接続を望む声が大いいため、まずは、「N - 1 電制を前提として接続する新規電源」を電制対象者（費用負担 = オペレーション）とすることで、先行的に適用していくことでどうか。
- この時、高圧に接続する電源や設備保安上の理由で電制対象者にはならない新規電源は、費用負担の精算などの課題が解決するまでは、N - 1 電制適用の対象外とし、原則、設備増強による接続としてはどうか。

【費用負担案（イメージ）】

- オペレーションと費用負担は一体とし、以下のような考えに基づき、N - 1 電制を先行的に適用していく。
 - ✓ 現状の「給電指令による電源抑制」の範囲は、現行の託送約款に基づき、給電指令対象者が負担する。
 - ✓ 電制による運用容量拡大の範囲は、特別高圧以上に接続を希望する新規電源が電源制限対象となり、機会損失の費用も負担する。



上記に示すように、新規接続電源とは、「N-1電制を前提として接続する電源」を意味する

既存の給電指令対象電源で負担

新規接続電源で負担 (Dで負担)

- 「N - 1 電制を前提として接続する新規電源」として先行適用された事業者は、本格適用後、本格適用のルール（オペレーションや費用精算等）が適用されるものとする。
- このため、先行適用契約時に本格適用後の取り扱いを契約条項に明記しておくことも必要になると考えられる。

- N - 1 電制は、2 回線以上の送電線（または 2 台以上の変圧器）において、1 回線（1 台）故障により過負荷となった場合、熱容量上許容できる時間内に発電機出力を自動的に遮断（または抑制）することで過負荷を解消するものである。
- 前回、「発電機出力抑制で対応できる範囲であれば、ユニットを遮断させなくてもよいのではないか」という主旨のご意見をいただいていたが、過負荷量が小さく、熱容量上許容できる時間内で対応できる場合は、極力、出力抑制で対応できるようなオペレーションを指向していく。

2 - 5. 先行適用におけるオペレーション (複数のN - 1 電制対象電源がある場合) 【先行適用】

- 先行適用の間は、オペレーションと機会損失の費用負担を一致させることから、N - 1 故障時や作業に伴う設備停止時にN - 1 電制対象電源が優先して出力制約の対象となる。
- 同一系統において複数のN - 1 電制対象電源がある場合、系統接続後は公平に取り扱われるという考えに基づけば、N - 1 電制対象電源間では、N - 1 故障継続中や設備停止作業時など時間的余裕がある場合には、現行の設備停止作業時の運用方法である定格容量比率按分（プロラタ）抑制が基本となる。
- 一方、N - 1 故障発生直後は、時間的余裕がない中でのプロラタ抑制は困難であるため、潮流状況に合わせて後着者順に遮断（もしくは抑制）することを、基本としてはどうか。
- なお、N - 1 故障が継続する場合、後着者順からプロラタ抑制に移行することになるが、その実施能力や運用方法については、契約時等に確認しておく必要がある。
(例：プロラタ抑制が困難な発電機については、解列が基本になるものと考えられる。)

【先行適用におけるオペレーション】

区分	オペレーション	備考
N - 1 故障直後	後着者順による抑制	出力調整の時間的余裕なし
N - 1 故障継続時 (計画的な設備停止作業時含む)	定格容量比率按分（プロラタ）による抑制	出力調整の時間的余裕あり

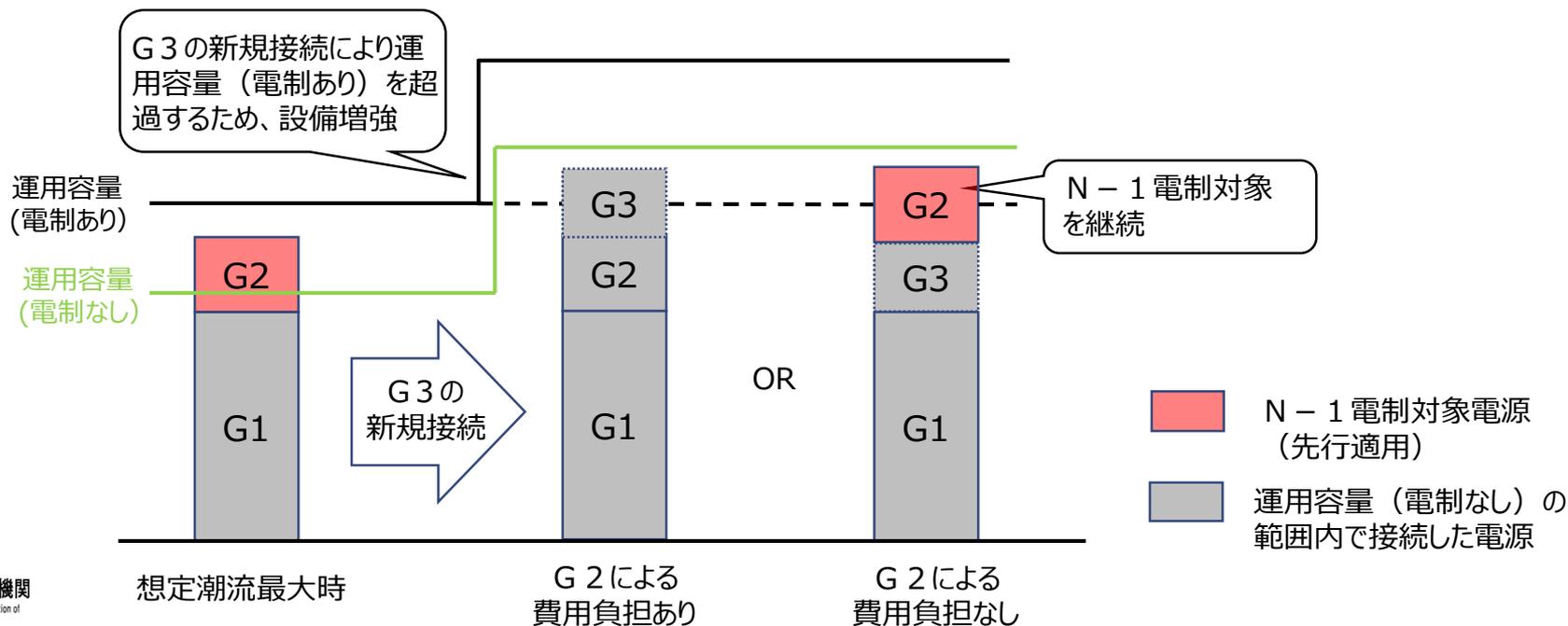
■ 運用容量（電制なし）の
範囲内で接続した電源

■ N - 1 電制対象電源
（先行適用）

	N - 1 故障直後	N - 1 故障継続時 (計画的な設備停止作業時含む)
<p>事前潮流が大きい場合</p> <p>（全てのN - 1 電制対象電源の抑制が必要な場合）</p>	<p>運用容量（電制あり）</p> <p>1 回線設備容量</p> <p>全てのN - 1 電制対象電源を抑制</p> <p>調整前 調整後</p>	<p>同左</p>
<p>事前潮流が小さい場合</p>	<p>運用容量（電制あり）</p> <p>1 回線設備容量</p> <p>N - 1 電制対象電源の中で後着者順に抑制</p> <p>調整前 調整後</p>	<p>N - 1 電制対象電源の中でプロラタ抑制</p> <p>調整後</p>

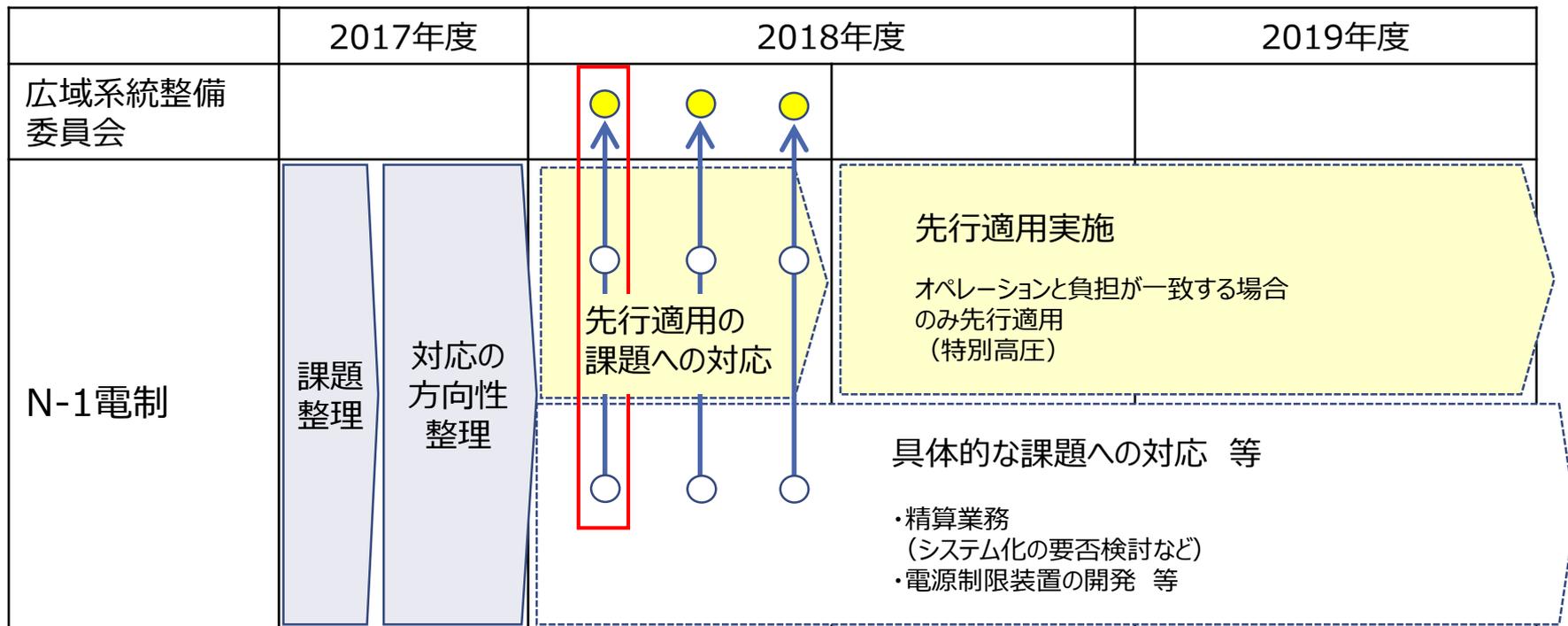
- N-1電制が先行適用された系統においても、運用容量に上限があり、新規電源接続により電制を考慮した運用容量を超過する場合は、設備増強が必要になる。
- 合理的な設備形成の検討に基づいた増強規模により空容量が生まれた場合、N-1電制対象となっていた電源(G2)が、新規電源(G3)と按分して設備増強費用を負担するのであれば、N-1電制対象電源から外れることにはどうか。
- 一方、設備増強費用を負担しないのであれば、以降もN-1電制対象電源として取り扱われるものとしてはどうか。

【設備増強時のN-1電制対象電源の整理】



- 先行適用に関しては、今後、基本的なシステム仕様等について検討を進めることとし、2018年度上期末を目途に接続検討等の回答へ反映していく。
- また今後、先行適用に関する具体的な内容について取り纏め、周知を図っていくこととする。
- 本格適用における精算業務等の具体的な課題への対応については、「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」とも連携を図りながら、引き続き検討を進めていく。

【スケジュール】



1. コネクト & マネージに関する取組について

(1) 国の審議会等での審議状況（報告）

(2) N-1電制の適用課題への対応

(3) オブザーバからのご意見の整理と今後の対応

項目	オブザーバからのご意見	今後の対応
電制対象	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規の水力についても、もし止まった場合には、水を持って行く場所、また下流に農業用水等の利水者がいる場合の影響等も出てくるので、配慮して欲しい。 ■ 地熱発電の場合、遮断ということは坑井停止、井戸の停止も含めて非常に難しい作業であり、復帰、起動するのに時間が非常にかかるという点と、井戸の損壊、損傷も懸念されるので、配慮して欲しい。 ■ 自家発の電力と熱の余剰を社外へ供給しているという事業者は、電制対象から除外して欲しいし、本来の事業に与えるインパクトが各業界によって異なるため、一度、各団体へヒアリングをお願いしたい。 	<p>本格適用時の電制対象電源については、今後整理していく。 (ただし、電制の対象外となったとしても、応分の費用負担が前提)</p>
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電制対象は、コストの安い電源を止めないようにするメリットオーダー的な考えにより決めるべきではないか。 	<p>情報公開について、予見性の観点も含め、どのような情報公開が必要か検討していく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故実績や設備停止作業等、N - 1 電制に係わる制約事項について、情報提供をお願いしたい。また、N - 1 電制を導入済みの系統について情報公開して欲しい。 ■ どこがシンプルなループ系統かが分かり辛いので、N - 1 電制の適用可否など情報公開について検討して欲しい。 	<p>日本全体で、N - 1 電制が実施できる系統がどのくらいあって、どのくらいの効果があるのかまとめて公表して欲しい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 透明性の確保という観点から事後検証等について検討して欲しい。 	<p>事後検証について、どのような方法が可能か検討していく。</p>

項目	オブザーバからのご意見	今後の対応
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存電源の中には費用負担なしで接続してきたものが非常に多くあると考えられ、新規事業者のみに費用負担を強いること、また、接続契約申込時期の僅かな差で負担に違いが生じることになる案1には納得できない。 ■ 電力系統は公共の資産であり、新規と既存に差を設けるべきではないため、案2や案3の方が適切ではないか。 ■ 高圧に接続する電源にとっては、高圧系統の増強に加えて、N-1電制による費用負担を求められると2重の費用負担となること、系統増強なしで接続してきたFIT電源も多くあることから、案2でお願いしたい。 ■ N-1電制適用の目的は、再エネの導入を促進することにあると理解しており、その抑制費用がFIT価格に盛り込まれないのであれば、案2でいくべきではないか。更には、再エネ電源の持つ温暖化抑制効果という広く国民が受益する便益を考えれば、案3でも良いのではないか。 	<p>第3回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、「本格適用においても、まずは案1の方式を適用し、その後必要に応じて見直していく」という方向が示されたため、今後、案1の費用負担案の実現に向け、具体的な精算の仕組み等の検討を行っていくことにしたい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 起動費に加えて、電制による設備の寿命への影響に関する費用も考慮する仕組みが必要。 	<p>オペレーションと適正な費用精算の在り方について、「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルールに関する検討会」と連携して検討していく。</p>

項目	オブザーバからのご意見	今後の対応
検討の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要であれば、約款の見直しも含めて、将来を見据え、当面だけで終わってしまわないように検討を進めるという方向でお願いしたい。 ■ 混雑管理は、オークションによってより安い電源が流れるようにするというのが、合理的、国民経済的には正しいのではないか。 ■ できるだけ早くメリットオーダー抑制方式、もしくはイギリスで導入されているオークション方式に移行して欲しい。 	<p>まずは、ノンファーム電源抑制方式を第1ステップとして検討を進めていくが、オペレーションと費用負担を切り分けたメリットオーダー抑制方式についても、並行して検討していく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ ノンファーム型接続に限定せず、再エネのプライオリティコネクションなどの海外の事例を参考にして、色々議論して欲しい。 	<p>海外調査を行う予定であり、その結果も参考にノンファーム型接続に関する制度等について検討していく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高圧に接続する電源としてはノンファーム型接続が唯一の望みであるので少しでも前倒しで実施して欲しい。 	<p>高圧に接続する電源に適用する場合の技術的課題等を踏まえながら、ノンファーム型接続の検討を行っていく。</p>
予見性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予見性の確保ということが、極めて重要な課題であり、それに関連し、その抑制を一律に実施していくのか、順番で実施していくのか、議論していかねばいけない。 	<p>抑制方法については、予見性の観点も考慮し、方向性を決めていく。 なお、予見性に資する情報提供については、国の審議においても「電源に関する情報」の公開・開示の在り方が議論されており、これらの動向も踏まえ、検討していく。</p>

項目	オブザーバからのご意見	今後の対応
適用系統	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高圧系統・配電系統についてもノンファームの適用について検討して欲しい。 	高圧系統・配電系統の工事費や工期などの実態から、費用対効果を考慮し決定していく。
部分出力 ノンファーム	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユニット全体がノンファームすることは、改良による増出力インセンティブがなくなることも配慮して欲しい。 ■ 容量市場のルールとの整合性や技術的な制約等の面から結論を出して欲しい。 	継続検討する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公平性の観点から電源種別の区別をつけないということだが、ベース電源については優先接続のインセンティブを持たせるといった観点も必要なのではないか。 	海外調査を踏まえ検討していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自家発は、メリットオーダーの抑制に際して、熱の調整費用や温暖化ガス増に伴う費用等も考慮して欲しい。 	オペレーションと適正な費用精算の在り方について、「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルールに関する検討会」と連携して検討していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 非稼働電源・長期計画停止電源・休止電源に関する発電側課金、ファーム・ノンファームに関する発電側課金についても整理して欲しい。 	国における発電側課金の検討状況を踏まえ、国と連携を図りながら、整理していく。